

ナーシングネットプラスワン システム利用規約

第1条 (本利用規約の適用)

株式会社スリー・テン（以下、「当社」といいます。）は、「ナーシングネットプラスワン」（以下、「本システム」といいます。）を提供するにあたって、この「ナーシングネットプラスワン システム利用規約」（以下、「本規約」といいます。）を定め、本システムを利用する事業所は、本規約に基づいて本システムを利用するものとします。

第2条 (利用の事業所の単位)

本システムの利用を申し込む事業所の単位は事業所番号毎の事業所（以下、「利用事業所」といいます。）とし、事業所番号が異なる場合には別の事業所とみなします。

第3条 (システムの提供)

当社は利用事業所に対し、本システムの非独占的使用を許諾し、以下のとおり本システムを利用事業所の利用に供するための作業、管理を行います。

- ①システム利用のためのオンライン接続作業
- ②システムを円滑に利用するための指導、サポート
- ③障害対応

当社は、システムに障害が発生した場合、すみやかに対応します。

当社が、利用事業所への連絡を必要と認めた場合、本システムの電子掲示板、電子メール、書面または当社が適切と判断する方法で、その旨を利用事業所に通知するものとします。

④データの保守と削除

当社は、利用事業所より集信した利用事業所のデータをサービス提供日より5年間保存し、利用事業所が本システム上で閲覧できるものとします。また、それ以前のデータは提供しないこととし、そのことに利用事業所は同意するものとします。

当社は、利用事業所から解約書類の提出または、第8条に基づく当社による解約の場合は、解約日以降に利用事業所のデータを全て削除します。なお、利用契約終了後は、いかなる事由で終了した場合であっても、当社は本項前段の5年間のデータ保存義務はありません。

⑤システム運用上の制限事項

本システムは、利用事業所の所有するハードウェア・ソフトウェアとの対応について、機種・バージョン等の関係により、予測できない問題が発生することがあることを、利用事業所が了承していることを前提とします。

当社は、本システムが利用事業所の所有するハードウェア・ソフトウェアに対し問題なく動作することを保障するものではありません。

第4条 (利用の申込)

本システムを利用しようとする利用事業所は、当社所定の申込用紙または申込フォーム（以下、両者を合わせて「申込書類」といいます。）に必要事項を記載または入力の上、当社に当社所定の方法で申込むものとします。

第5条 (利用契約の成立)

1. 本システムを利用するための契約（以下、「利用契約」といいます。）は、申込書類の書面またはデータを当社が受領し、当社が利用申込を承諾したときに締結されるものとします。また、利用契約の締結後、利用事業所は当社が送付する「預金口座振替依

頼書・自動払込利用申込書」に必要事項の記載および押印のうえ、当社に遅滞なく返送しなければならないものとします。

ただし、次の各号の一つに該当する場合には、当社は利用申込を承諾しないことがあります。また、その場合には、当社は利用申込の事業所に対し、書面または電子メールその他の方法により、その旨を通知します。

- ①申込書類に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき。
 - ②利用申込みを行なった利用事業所の指定した支払口座等が、金融機関等の指示により利用できないことが判明したとき。
 - ③利用申込みを行なった利用事業所が利用契約上の債務の履行を怠るおそれがあると判断されるとき。
 - ④利用申込を承諾することが不相当と当社が判断したとき。
 - ⑤その他利用申込みを承諾しないことに正当な事由があるとき。
2. 申込書類の内容に誤りがあったため、利用事業所が不利益を被ったとしても、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第6条 (利用料金)

1. 利用事業所は、別紙「ナーシングネットプラスワン 料金規約」に定める本システムの月額利用料金及びこれにかかる消費税等相当額（以下、両者合わせて「月額利用料金等」といいます。）を、口座引落としにより支払うものとします。
2. 利用事業所が当社に支払い済みの利用料金は、いかなる場合にも返却されないものとします。
3. 利用事業所が、本条第1項規定の支払期日までに月額利用料金等の支払を行わなかった場合、当社は利用事業所に対して、遅延にかかる手数料及び損害金を請求することができるものとします。

第7条 (利用事業所による解約)

1. 利用事業所は、当社が定める解約申込書または当社所定のフォーム（以下、両者を合わせて「解約書類」といいます。）に必要事項を記載または入力の上、解約を行います。
当社は、利用事業所から解約書類の提出を受けた月の翌月以降の解約希望日に解約とし、利用事業所は解約日以降、本システムの利用は出来ません。
2. 当社は、解約日以降、本システムへ利用事業所が登録したデータを全て削除し、利用事業所はデータ等の情報開示などは請求できないものとし、当社も応じないものとします。

第8条 (当社による解約)

1. 当社は、利用事業所が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができます。
 - ①利用事業所が利用料金の支払いを怠ったとき。
 - ②本システムの使用権の譲渡等、本規約の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡したとき。
 - ③利用の申込書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ④当社及び利用事業所の双方の責めに帰さない理由により、本規約の履行が不可能になったとき。
 - ⑤利用事業所が金融機関から取引停止処分を受けたとき。
 - ⑥利用事業所が監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき。
 - ⑦利用事業所が介護保険法第77条に基づく都道府県知事による指定の取消または効力の停止その他の行政処分、勧告、指導を受けたとき

- ⑧利用事業所が第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受け、利用契約の履行が困難と認められるとき。
 - ⑨利用事業所につき、重大な信用不安及び破産申立、民事再生の申請、会社整理、会社更生手続開始申立もしくは特別清算手続開始申立の事実が生じたとき。
 - ⑩利用事業所につき、法令に違反するもの、他人の権利を侵害するもの、他人に経済的・精神的損害を与えるもの、脅迫的なもの、他人の名誉を毀損するもの、他人のプライバシーを侵害するもの、いやがらせ、他人を中傷するもの、猥褻・猥雑なもの、品性を欠くもの、罵詈雑言に類するもの、嫌悪感を与えるもの、民族的・人種的差別につながるもの、未成年者を害するような行為、その他当社が著しく不適切な行為があると判断したとき。
 - ⑪利用事業所につき、自ら並びに自らの役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」といいます）と判明したとき。
 - ⑫利用事業所が反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本システムの利用契約を締結したとき。
 - ⑬利用事業所が、自らまたは第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行ったとき。
 - ⑭利用事業所につき、第11条に定める禁止行為があったと当社が判断したとき。
2. 前条各号の解約事由により当社が解約を行った場合に、利用事業所が不利益を被ったとしても、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第9条 （変更の届出）

- 1. 利用事業所は、登録内容等の変更を届出する場合、当社所定の方法によりあらかじめ通知するものとします。
- 2. 前項に定める通知がなかったことで利用事業所が不利益を被ったとしても、当社は利用事業所に対し、賠償等の責任を一切負いません。

第10条 （権利譲渡の禁止）

利用事業所は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本規約上の権利または、義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

第11条 （禁止行為）

利用事業所は、本システムの利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- ①本システムに関する情報及びソフトウェアを解析・改ざん等する行為。
- ②ユーザID及びパスワードの不正使用、譲渡または貸与する行為。
- ③有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為。
- ④選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為。
- ⑤本システムの利用または提供を妨げる行為。
- ⑥第三者または当社の著作権及びその他知的財産権を侵害する行為。
- ⑦第三者または当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為。
- ⑧法令または公序良俗に反する行為。
- ⑨前記各号の他、当社が不適切と判断する行為。

第12条 （本システムの変更及び通知）

- 1. 当社は、利用事業所に予告することなく、随時本システムのサービスを改変し、または新たに機能を追加することができるものとします。この場合、当社はその都度本シ

システムの電子掲示板、電子メール、書面または当社が適切と判断する方法で、その旨を利用事業所に通知するものとします。

2. 前項の通知は、次の各項により通知がなされたものとします。

- ①通知が電子掲示板で行われた場合は、利用事業所が電子掲示板にアクセスにより閲覧可能になったとき。
- ②通知が電子メールで行われた場合は、利用事業所が指定する電子メールアドレス宛に発信し、利用事業所の電子メールアドレスを保有するサーバーに到達したとき。
- ③通知が書面及び当社が適切と判断する方法で行われた場合は、利用事業所に対して当社が適切な方法で通知の処理を行い、7営業日が経過したとき。

第13条 (設備等)

1. 利用事業所は、本システムを利用する場合に用いるパーソナルコンピュータ、ソフトウェア及び通信機器等、これらに付随する全ての機器を自己の費用と責任において設置するものとします。
2. 利用事業所は、自己の負担により電話会社から電気通信サービス及びインターネット接続会社からインターネット接続サービスの提供を受けただうえで本システムを利用するものとします。

第14条 (サービスの廃止)

不可抗力により本システムの提供が不可能となった場合、本システムを廃止するものとし、その時をもって利用契約は終了するものとします。この場合、データ保管は保障されません。

第15条 (サービスの一時的な中断)

当社は、オンライン上に事前通知したうえで、本システムのサービスの全部または一部の提供を一時的に中断することがあります。ただし、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用事業所に事前に通知することなく、サービスを中断することがあり、利用事業所はこのことを了承します。

- ①サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。
- ②火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- ③地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合。
- ④戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- ⑤その他不可抗力により、サービスの提供ができなくなった場合。

第16条 (損害賠償)

当社は、本システムについて正規の操作をしたにも拘らず利用事業所が損害を被った場合、通常の損害に限り第6条に定めた1ヵ月分の本システムの月額利用料金を限度として損害をするものとします。

第17条 (免責)

1. 当社は、本システムを善良なる管理者の注意義務をもって提供しますが、天災地変、その他電話会社、インターネット接続会社または利用事業所の責による事由等、当社の責によらない事由により利用事業所に発生した損害等については賠償等の責任を一切負わないものとします。
2. 当社は、第13条に基づき利用事業所が設置するいかなる機器及びソフトウェアについて、一切動作保証しないものとします。
3. 当社は、本システムを原因として、本システムの利用事業所同士、または本システムの利用事業所と第三者との間で生じた紛争について、当社の責による場合を除き、一

切の責任を負わないものとします。

4. 当社は、利用事業所が、本システムの利用によって第三者に損害を与えた場合、当社の責による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
5. 本システムの帳票は、厚生労働省標準様式に準拠しており、各都道府県の様式と相違する場合があることを利用事業所は了承するものとします。これにより利用事業所が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条 (機密保持)

1. 利用事業所は、本システムの利用によって得られる当社の機密情報を、本件業務以外の目的に一切用いてはなりません。
2. 当社は、本システムの運用管理によって得られる利用事業所の機密情報について、一切第三者に提供いたしません。但し、本システムの利便性の向上、利用事業所に対するサービスの向上及びマーケティング等のために、第三者に守秘義務を課したうえで、当該情報を第三者に提供することがあります。
3. 本条の「機密情報」とは、その情報が漏えいすることにより、当事者及び当事者の顧客に損害が発生するおそれのある情報をいうものとします。
4. 本条項は、利用契約終了後もその効力を有するものとします。

第19条 (個人情報保護)

1. 当社は、本システムの運用管理によって得られる個人情報について、法律による場合、公的機関からの要請を受けた場合、または本人の同意を得た場合を除き、一切第三者に提供いたしません。
2. 本条項は、利用契約終了後もその効力を有するものとします。

第20条 (パスワード及びログイン用URLの管理)

1. 利用事業所は、パスワード及びログイン用URLの管理及び使用について、一切の責任を持つものとします。
2. 利用事業所は、パスワード及びログイン用URLが第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

第21条 (権利の帰属)

本システムにおいて当社が提供するコンテンツ、画面デザインその他の著作物等に関する著作権その他の知的財産権については、当社または当社が定める法人若しくは個人に帰属するものとします。

第22条 (本規約の変更)

当社は、利用事業所の承諾を要することなく、本規約の改定を行うことができます。この場合、以後のサービス利用は改定後の利用規約が適用されます。

第23条 (管轄の合意)

本規約、その他利用事業所当社間のすべての取引に基づく一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第25条 (協議事項)

この規約に定めない事項ならびに細則については、必要に応じ、利用事業所当社誠意を

もって協議のうえ決定するものとします。

附則

2017年	3月10日	制定・施行
2017年	4月20日	改定
2017年	11月1日	改定

別紙 ナーシングネットプラスワン 料金規約

第1条 (適用)

株式会社スリー・テン（以下、「当社」といいます。）が提供する「ナーシングネットプラスワン」（以下、「本システム」といいます。）の利用料金について、この「ナーシングネットプラスワン 料金規約」（以下、「本規約」といいます。）の定めるところとします。

第2条 (利用料金の種類)

本システムの月額利用料金の種類は、原則として次の料金表のとおりとし、消費税等は別途加算されるものとします。

サービス種類	料金（税別）
居宅介護支援	3,800円
居宅介護支援以外の介護サービス 1種類につき ※1	6,000円
サテライト型事業所 ※2	6,000円
介護予防・日常生活支援総合事業サービス 1種類につき ※3	6,000円

※1. 居宅介護支援以外の介護サービスについては、同サービスの予防介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業サービスのみなしを含むものとします。

※2. サテライト型事業所については、拠点数は問いません。

※3. 介護予防・日常生活支援総合事業サービスは、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの3つをいい、それらのサービス内のサービス種別の数は問いません。

第3条 (利用料金)

1. 本システムの月額利用料金は、事業所番号単位の利用事業所毎に前条の料金表に基づく各サービス種類の月額利用料金を合計したものとします。
2. 利用事業所は、本規約第2条に定める本システムの月額利用料金及びこれにかかる消費税等相当額（以下、両者合わせて「月額利用料金等」といいます。）を、原則毎月12日（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）に口座引落しにより当月分を支払うものとします。

ただし、本規約第4条1項に定める課金の開始月の月額利用料金等は、当社指定の方法により当社が定める期日までに支払うものとします。

第4条 (課金の開始)

1. 利用契約が成立した日の属する月の1日から課金が開始されるものとします。ただし、利用事業所が当社所定の方法により本システムの無料お試しを登録し、当社指定の無料期間が生じた場合は、無料期間が終了した翌日を課金開始日とします。なお、上記の無料期間は原則1回限りとします。
2. 当社が提供する「エヌエヌプラスワン」および「ナーシングネット」から更新される事業所には、本条前項但し書きの無料期間は適用されないものとします。
3. 本規約の変更により月額利用料金に改定があった場合の改定後の月額利用料金による課金の開始は、改定月の翌月からとします。

第5条 (本規定の改定)

1. 当社は、利用事業所の承諾を要することなく、本規約の改定を行うことができるものとします。この場合、以後の本システムの利用は改定後の規約が適用されます。

2. 当社は、本規約の改定を行う場合には、その30日前までに、電子掲示板、電子メール、書面または当社が適切と判断する方法で、その旨を利用事業所に通知するものとします。

附則

2017年 3月10日 制定・施行
2017年 5月20日 改定
2017年11月6日 改定